

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	西岳東部 (後川内、渡司、大倉田、竹山、小椎山、中村、宮島、宮前)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月12日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の状況】

- ・当地区は、農業担い手への農地集積率が低く、零細な農家が水稻を耕作している割合が多い。
- ・地区の大半は山沿いの地形であり、奥地の不整形な圃場や鳥獣の被害を受ける土地等の耕作条件が不利な土地が耕作放棄されている。

【人口減少・高齢化】

- ・耕作者が70才以上で後継者未定の農地が多く、農地の保全のためには新たな農地の受け手の確保が必要不可欠となっている。
- ・農地の貸付等の意向はかなり多いが、地区内の担い手の中には、規模拡大意向を持つ農家がほとんどいないため、今後、新規就農者の確保や外部からの担い手の確保が不可欠となってくると思われる。

【基盤整備】

- ・田は区画が狭く、隣接農地との高低差もあるため、周辺農地と一体的に圃場整備を行わないと圃場条件を改善できない農地が多い。

【高収益作物】

- ・稲作だけでは収益の確保は難しいため、裏作等で作付けできる高収益な新規作物の選定が望まれる。

【保全・管理】

- ・水田は圃場間の高低差が大きいため水路の管理や畔払い作業の負担が大きく、今後、維持管理体制の継続が必要不可欠となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田利用を活用した普通作物(主食用米、加工用米)を基本としつつ、園芸作物(サトイモ、施設キュウリ、ゴーヤ、自然薯)や飼料作物(トウモロコシ、牧草、飼料用米)、工芸作物(茶)等の団地化を形成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	165.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	165.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・今後、農地の相続等に伴い地権者が地区外に在住する場合が多くなることが予想されることから、賃料の支払いや貸借契約を円滑に進めるために農地中間管理機構を活用していく。 ・担い手が病気・怪我や高齢化等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・地区内の農地は水田が多く、基盤整備未実施区域の水田もある。必要に応じて圃場整備や畦畔除去等の耕作条件を改善する検討をしていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる作業は委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・すでに電気柵や侵入防止柵の設置を実施している区域があるが、今後は地区内で被害防止対策施設の定期的なメンテナンスを行うための体制を確保するように努める。
・耕作放棄地の発生防止や竹林の拡大防止等を行い、シカやイノシシ等の害獣が集落に近づきにくい環境を維持する。

⑦保全・管理等

・多面的機能支払制度を活用して、用排水路や農道の維持管理や畦払いなどの農地の保全管理作業を継続的に実施する体制を維持する。